

鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、鈴鹿市が発注する「鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託（以下「本業務委託」という。）」について、次のとおり公募型プロポーザルの参加事業者を募集することを目的とする。

2 物件名

鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託

3 業務内容

「鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託 公募仕様書」による。

4 履行場所

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

5 履行期間

契約締結日から令和7年1月15日まで

6 委託料上限額

- ・本業務委託 8,140,000 円
(消費税及び地方消費税を含まない)

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

7 参加要件

参加表明書等の提出に要求される資格は、以下に掲げる条件をすべて満たしていることとする。

- (1) 応募者は、三重県内に本店、支店、営業所又は事務所があること。
- (2) 応募者は、令和6年7月1日時点で、令和6年度鈴鹿市入札参加資格者名簿（物件関係）「2708計画策定・コンサルティング」に登録されていること。
- (3) 鈴鹿市契約規則(昭和41年鈴鹿市規則第18号)第2条の規定に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続きの開始申立てがなされていないこと。
ただし、会社更生法の規定による再生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。
- (7) 鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与していないこと。
- (8) 資格停止を受けていないこと。

8 受託者の実績及び配置予定技術者の資格

本業務を適正に履行するため、以下の(1)及び(2)のとおり、受託者の実績及び配置予定技術者の資格を保有していることが期待されます。

(1) 受託者の実績

受託者については、過去5年間に、他自治体において次の実績を保有していることが期待されます。

- ア 地方公共団体が発注する環境省間接補助事業の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり補助金の内、公共施設等への太陽光発電設備等の導入可能性調査※」に係る調査・検討業務を履行した実績
※本調査は、令和5年度補正予算の事業名であり、令和3年度補正予算以降に開始した同事業であれば実績として認める。
- イ 地方公共団体が発注する「太陽光発電設備の導入に係る調査・検討業務」を履行した実績。
- ウ 地方公共団体が発注する環境省間接補助事業の「太陽光発電設備の導入に係る調査・検討業務」を履行した上で、その調査・検討内容を活用して同一自治体で「太陽光発電設備の導入業務」を履行した実績。
- エ 地方公共団体が発注する「省エネルギー設備等の導入に係る調査・検討業務」を履行した実績。

(2) 配置予定技術者の資格

配置予定技術者(管理技術者、照査技術者、担当技術者)については、

プロポーザル公告日の3カ月以上前から雇用され、次のいずれかの資格を保有する者を配置することが期待されます。

- ア 技術士「環境部門」
- イ 技術士「総合技術監理部門（環境部門）」
- ウ 技術士「建設部門（建設環境）」
- エ 技術士「総合技術監理部門（建設部門（建設環境）」
- オ R C C M 「建設環境部門」
- カ エネルギー管理士
- キ 電気主任技術者

9 契約締結までの日程

①実施要領等の公告	令和6年7月1日(月)
②参加表明書等の内容に関する質問の提出期限	令和6年7月5日(金)
③参加表明書等の内容に関する質問の回答	令和6年7月10日(水)
④参加表明書等の提出期限	令和6年7月12日(金)
⑤一次審査結果の通知	令和6年7月17日(水)
⑥企画提案書等の提出要請	令和6年7月17日(水)
⑦企画提案書等の内容に関する質問の提出期限	令和6年7月19日(金)
⑧企画提案書等の内容に関する質問の回答	令和6年7月26日(金)
⑨企画提案書等の提出期限	令和6年7月31日(水)
⑩ヒアリング等の実施	令和6年8月7日(水)
⑪二次審査結果の通知（優先交渉権者の確定）	令和6年8月9日(金)
⑫優先交渉権者の提案内容に基づく見積合わせ	令和6年8月中旬
⑬契約締結	令和6年8月中旬

10 提出書類

(1) 参加表明書等に関する質疑応答

参加表明書等の内容について質問がある場合は、次により質問書の提出を行うこと。

ア 提出期限：令和6年7月5日(金) 午後5時15分まで(必着)

イ 提出先：鈴鹿市役所 環境部 環境政策課

E-mail: kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

ウ 提出方法：電子メール

エ 提出書類：質問書 [様式12]

オ 回答及び通知方法：令和6年7月10日(水)に鈴鹿市ウェブサイト「入札・契約・検査・技術管理」へ掲載

(2) 参加表明書等の提出 [様式1～5]

ア 提出日時：令和6年7月12日(金) 午後5時15分まで(必着)

イ 提出先：〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 環境部 環境政策課

TEL：059-382-7954

ウ 提出方法：以下のいずれかの方法により提出すること

持参(ただし、平日午前8時30分から午後5時15分までに限る。)

郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便による郵送に限る。)

電子メール(代表者印押印済みの参加表明書のPDFデータを添付すること。また代表者印押印済みの参加表明書原本等書類を後日提出すること。)

エ 提出書類：様式1～5の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4縦長、左側ホッチキス2ヶ所綴じにより正本1部、副本3部を提出すること。

※業務実績調書については、以下のとおり様式3-1、3-2、3-3、3-4にそれぞれの実績を記載すること。

・様式3-1

地方公共団体が発注する環境省間接補助事業の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり補助金の内、公共施設等への太陽光発電設備等の導入可能性調査」に係る調査・検討業務を履行した実績

・様式3-2

地方公共団体が発注する「太陽光発電設備の導入に係る調査・検討業務」を履行した実績

・様式3-3

地方公共団体が発注する環境省間接補助事業の「太陽光発電設備の導入に係る調査・検討業務」を履行した上で、その調査・検討内容を活用して同一自治体で「太陽光発電設備の導入業務」を履行した実績

・様式3-4

地方公共団体が発注する「省エネルギー設備等の導入に係る調査・検討業務」を履行した実績

※一次審査の結果、参加要件を満たしていないと判断した場合は失格とする。

※要件を満たし、一次審査にて選定された者には「企画提案書等提出要請書」を送付する。

(3) 企画提案書等に関する質疑応答

一次審査において、前項の参加表明書等を提出した者で、本プロポーザル実施要領及び本業務委託 公募仕様書等の内容について質問がある場合は、次により質問書の提出を行うこと。

ア 提出期限：令和6年7月19日(金) 午後5時15分まで(必着)

イ 提出先：鈴鹿市役所 環境部 環境政策課

E-mail: kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

ウ 提出方法：電子メールによる。

エ 提出書類：質問書〔様式13〕

オ 回答及び通知方法：令和6年7月26日(金)に鈴鹿市ウェブサイト「入札・契約・検査・技術管理」へ掲載

(4) 企画提案書及び参考見積書の提出〔様式6～11〕

企画提案書及び参考見積書について、次のとおり提出すること。

ア 提出期限：令和6年7月31日(水) 午後5時15分まで(必着)

イ 提出先：〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 環境部 環境政策課

TEL: 059-382-7954

ウ 提出方法：以下のいずれかの方法により提出すること

持参(ただし、平日午前8時30分から午後5時15分までに限る。)

郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便による郵送に限る。)

電子メール(代表者印押印済みの企画提案書のPDFデータを添付すること。また代表者印押印済みの企画提案書原本等書類を後日提出すること。)

※後日、電子メールの内容と同じ書類を郵送すること。

エ 提出書類：各様式に定める提案記入用紙内に、特に指定のない限り文字サイズ12ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。また、様式6～11の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4縦長、左側ホッチキス2ヶ所綴じ(両面印刷可)により正本1部、副本9部を提出すること。

参考見積書(様式11)については、業務ごとの内訳が分かる

参考見積内訳書を作成し、1部提出すること。(様式は任意のA4判)

※企画提案書等の提出が期限までにない場合は、辞退したものと判断する。ただし、辞退した場合でも、今後本市との契約等において不利益な扱いを受けることはない。

オ 企画提案は、1事業者につき1案とし、複数の企画提案はできない。

カ 受理された企画提案書等の変更は認めない。

11 審査方法

選定委員会(庁内6名、非公開)を設置し、参加要件を満たしている者に対して、鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託受託者選定評価基準(以下、「評価基準」)に基づき審査し、結果は、プレゼンテーション審査に参加した事業者全てに送付する。

プレゼンテーション審査は、以下のとおり実施する。

(1) プレゼンテーション審査実施日

令和6年8月7日(水)

(2) 実施場所

鈴鹿市役所 本館

※詳細な時間、場所は、プレゼンテーション審査の参加資格のある者に電話及び文書にて通知する。

(3) 実施内容

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を使用すること。スクリーンについては、市で用意するが必要な機器類(パソコン、プロジェクター、ケーブル等)は持参すること。出席者は3名以内とし、説明は配置予定技術者が行うこと。

説明時間等の詳細については、「イ 実施場所」と同様に、プレゼンテーション審査の参加資格のある者に通知する。

12 優先交渉権者の選定

審査方法のとおり、評価基準に基づき、総合的に評価し、得点の高い順に、第一位を優先交渉権者、第二位を次点交渉権者として決定する。

また、第一位、第二位の者が複数あったときは、各順位別の中で参考見積書の価格が低い順に、価格により決しないときは選定委員会の各委員(委員長を含む。)による投票で、投票により決しないときは、委員長がこれを決する。

なお、提案者が1者のみであった場合でも選定手続を実施し、評価基準の最低基準点を超えていた場合は優先交渉権者に決定する。

選定の結果は、選定委員会による選定が終了後、鈴鹿市ウェブサイト「入札・契約・検査・技術管理」で公表する。優先交渉権を得た事業者名は公表し、その他事業者名は公表しない。評価点はプレゼンテーション審査に参加した事業者（優先交渉権者以外は記号のみ）すべてを公開とする。また、プレゼンテーション審査に参加した事業者すべてに文書で通知する。ただし、審査の内容および結果に対する異議申し立ては認めない。

13 辞退、契約

(1) 参加辞退

本プロポーザルの参加を参加表明書の提出後に辞退しようとするときは、辞退届（様式 14）を提出すること。

(2) 見積合わせ

市は優先交渉権者と、速やかに契約のための諸条件や仕様内容の確認調整を行い、見積合わせを実施する。

(3) 契約の締結

見積合わせを行った上、本業務委託の契約を締結し、協議が整わない場合は、次点交渉権者が、改めて市と協議等を行う。

(4) 契約金額

企画提案の内容に基づく見積額は、本要領記載の委託料上限額を超えることは認めない。

(5) 契約保証金

原則契約保証金を支払う必要がある。

ただし、鈴鹿市契約規則（昭和 41 年 12 月 27 日規則第 18 号）第 27 条第 1 項各号に該当する場合は、免除する。

14 その他

(1) 本業務委託の履行に関し、企画提案書等に記載された配置予定技術者の変更は認めない。

ただし、変更理由及び変更予定者について、市がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(2) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しないものとする。

(5) 企画提案書等の内容に虚偽があった場合は失格とし、虚偽の記載をした者に対して鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱(平成 11 年 9 月 27 日告示第 148 号)の規定に基づく資格停止等の措置を行うことがある。

(6) 個人情報の取扱いについては、別記の個人情報取扱特記事項（委託）を

参照すること。